

内閣府令第八号

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第三項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号を次のように改める。

第 号
探偵業届出証明書
下記の探偵業については、 年 月 日付けで探偵業の業務の適正化に 関する法律第4条 <sup>第1項</sup> <sub>第2項</sub> の規定により届出書を提出したことを証明する。
法第4条第1項の届出書を提出した年月日(当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号) 年 月 日 (第 号)
商号、名称又は氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
営業所の種別
広告又は宣伝をする場合に使用する名称
年 月 日
公安委員会 印

備考

- 1 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この府令は、平成二十四年六月一日から施行する。